

景観づくり重点地域（指定候補）

4つのエリア区分に加え、中部山岳国立公園に指定されている山岳エリア以外を対象に、とくに良好な景観が一定区間連続して望める道路・鉄道沿いの区域及び一定の場所からとくに良好な眺望景観を見渡すことができる区域を、景観条例第8条に基づく景観づくり重点地域として定めます。前者を「沿道型」として計12地域、後者を「ゾーン型」として計4地域、下図のとおり定めます。

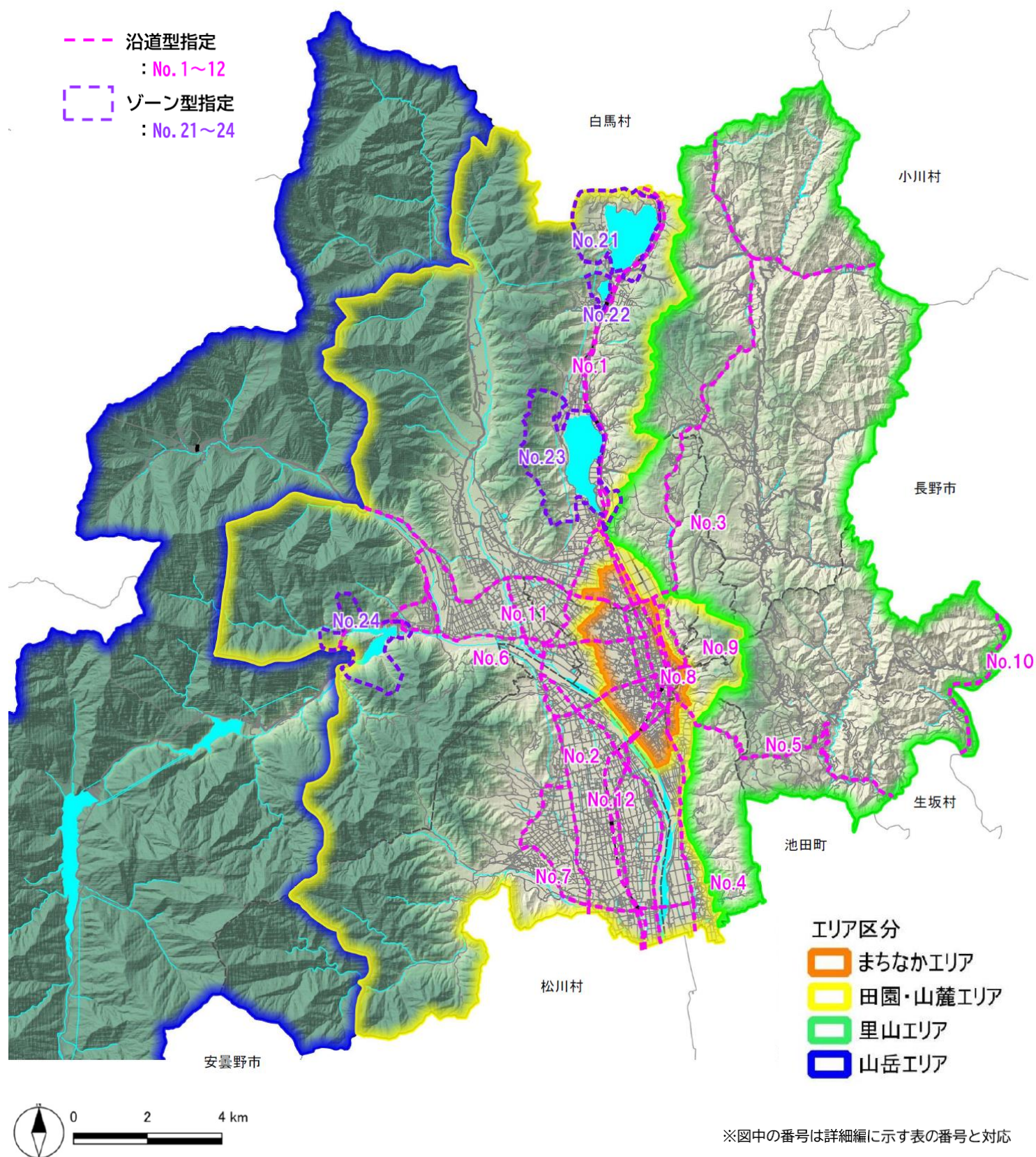


図3.7 景観づくり重点地域の指定候補

「沿道型」の指定概要とねらい

「沿道型」は、北アルプスの雄大な山の景や田園・集落の景、自然の織りなす景など本市を特徴づける魅力的な景観を連続して望むことのできる幹線道路や鉄道沿いに指定するものです。

指定する沿道・沿線の領域は、まちなかエリアにあっては両側30m（JR大糸線沿線にあっては両側100m）、その他のエリアにおいては両側100mの各範囲とします。

住民に日常的に利用される動線としてだけでなく、本市を訪れる観光客にも利用される頻度の高い動線を重点地域に指定することで、当該地域内で行われる行為の基準への適合確認をきめ細かくできるようにし、良好な景観を保全します。

現状でも、JR大糸線は、車窓から北アルプスを一望できるよう、架線の電柱が北アルプスの山並みを望む西側と反対の東側に設置されていることで、車窓からの美しい北アルプスの眺望を電柱に遮られることなく望めるようになっています。



図3.8 県道496号あづみの公園大町線（撮影年月：2023.5）



図3.9 JR大糸線（撮影年月：2025.9）

「ゾーン型」の指定概要とねらい

「ゾーン型」は、本市の景観を特徴づける要素である仁科三湖やダム湖など湖が作り出す景観を保全するために指定するものです。

指定する領域は、湖周辺の複数の眺望点となる場から、前景に湖が広がり、中景は湖越しに集落、背景には北アルプスの山並みなどを望み、水の景、田園・集落の景、山の景が調和した美しい眺望景観を有する範囲とします。

これらの湖周辺の代表的な眺望点から視認される領域を重点地域に指定することで、当該地域内で行われる行為の基準への適合確認をきめ細かくできるようにし、良好な景観を保全します。

現状でも、青木湖及び木崎湖周辺は都市計画法に基づく風致地区に指定され、同地区内において行う一定の行為については許可が必要で、基準を満たすことで景観を含む良好な環境の維持が図られています。山岳エリア内にある高瀬ダムや七倉ダム周辺も国立公園の制度に基づく許可基準により良好な景観が担保されています。

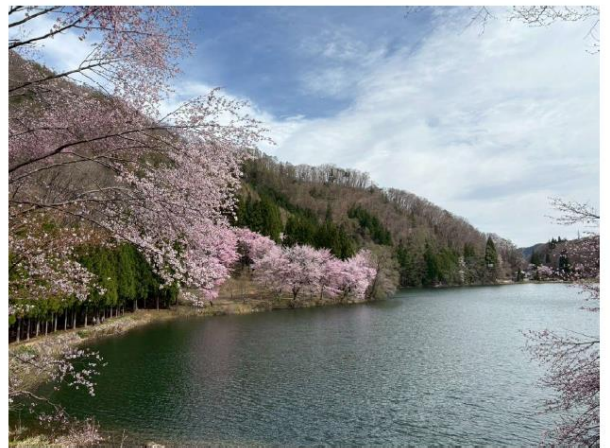


図3.10 中綱湖（撮影年月：2025.4）



図3.11 大町ダム（撮影年月：2025.11）

詳細編

1 景観づくり重点地域（指定候補）

（1）沿道型（No.1～12）指定の詳細

No.	名 称	指定範囲	写 真
1	国道147号・148号沿道重点地域	次に掲げる道路及びその両側100m（まちなかエリアにおいては30m）以内の区域（山岳エリアは除く。） (1) 一般国道147号のうち、大町市と北安曇郡松川村との境界から主要地方道長野大町線との交点まで (2) 一般国道148号のうち、一般県道槍ヶ岳線との交点から大町市と北安曇郡白馬村との境界まで (3) 主要地方道45号扇沢大町線のうち、山岳エリアとの境界から一般国道148号との交点まで	 (撮影年月：2025.10)
2	山麓線・北アルプスパノラマロード沿道重点地域	次に掲げる道路及びその両側100m（まちなかエリアにおいては30m）以内の区域（山岳エリアは除く。） (1) （通称山麓線）一般県道306号有明大町線のうち、大町市と北安曇郡松川村との境界から一般県道474号信濃大町停車場線との交点まで (2) 大町市道八日町五日町線のうち、一般県道474号信濃大町停車場線との交点から大町市道曾山観音橋線との交点まで、大町市道曾山観音橋線の全域、大町市道大町山博線のうち、大町市道曾山観音橋線との交点から蟹ヶ沢鷹狩1号線との交点まで (3) 大町市道木崎野口泉線のうち一般県道306号有明大町線との交点から国道148号との交点まで (4) （通称北アルプスパノラマロード）県道306号有明大町線のうち、大町市と北安曇郡松川村との境界から一般国道147号との交点まで (5) 大町市道沓掛柿ノ木線のうち、一般国道147号との交点から一般県道306号有明大町線との交点まで (6) 大町市道泉36号線全域	 (撮影年月：2024.12)
3	県道31号（オリンピック道路）沿道重点地域	次に掲げる道路及びその両側100m（まちなかエリアにおいては30m）以内の区域 (1) 主要地方道31号長野大町線のうち、一般国道147号との交点から大町市と上水内郡小川村との境界まで (2) 大町市道神栄町三日町線全域 (3) 主要地方道33号白馬美麻線の大町市と北安曇郡白馬村から主要地方道31号長野大町線との交点まで	 (撮影年月：2024.12)
4	県道51号大町明科線沿道重点地域	主要地方道51号大町明科線のうち、一般国道147号との交点から大町市と北安曇郡池田町との境界までの間の道路及びその両側100m（まちなかエリアにおいては30m）以内の区域	 (撮影年月：2024.12)
5	県道55号大町麻績インター千曲線沿道重点地域	主要地方道55号大町麻績インター千曲線のうち、一般国道147号との交点から大町市と東筑摩郡生坂村との境界までの間の道路及びその両側100m（まちなかエリアにおいては30m）以内の区域	 (撮影年月：2025.10)

No.	名 称	指定範囲	写 真
6	県道326号槍ヶ岳線沿道重点地域	次に掲げる道路及びその両側100m（まちなかエリアにおいては30m）以内の区域（山岳エリアは除く。） (1) 一般県道326号槍ヶ岳線全域 (2) 大町市道笹平線全域 (3) 大町市道笹平日向山線全域	 (撮影年月：2024. 12)
7	県道496号あづみの公園大町線沿道重点地域	次に掲げる道路及びその両側100m以内の区域 (1) 一般県道496号あづみの公園大町線全域 (2) 大町市道大崎西原線全域 (3) 一般県道334号大平大峰沓掛線全域	 (撮影年月：2024. 12)
8	駅前本通り沿道重点地域	一般県道474号信濃大町停車場線全域の道路及びその両側30m以内の区域	 (撮影年月：2024. 12)
9	観光道路沿道重点地域	大町市道東山観光線全域の道路及びその両側100m以内の区域（まちなかエリアにおいては30m）	 (撮影年月：2025. 4)
10	国道19号沿道重点地域	一般国道19号のうち、大町市と東筑摩郡生坂村との境界から大町市と長野市との境界までの間の道路及びその西側100m以内の区域及び東側長野市との境界まで	 (撮影年月：2024. 12)
11	高根花見線沿道重点地域	次に掲げる道路及びその両側100m以内の区域 (1) 大町市道野口39号線全域 (2) 大町市道高根花見線のうち、大町市道野口39号線との交点から主要地方道45号扇沢大町線との交点まで	 (撮影年月：2025. 5)
12	JR大系線沿線重点地域	JR大系線の線路及びその両側100m以内の区域	 (撮影年月：2025. 9)

(2) ゾーン型 (No. 21~24) 指定の詳細

No.	名 称	指定範囲	写 真
21	青木湖周辺重点地域	都市計画法の規定に基づき「青木湖風致地区」に指定されている範囲	 (撮影年月：2012. 2)
22	中綱湖周辺重点地域	中綱湖周辺の主要な眺望点から望見される範囲	 (撮影年月：2023. 5)
23	木崎湖周辺重点地域	都市計画法の規定に基づき「木崎湖風致地区」に指定されている範囲	 (撮影年月：2023. 5)
24	大町ダム周辺重点地域	大町ダム周辺の主要な眺望点から望見される範囲	 (撮影年月：2023. 5)

青木湖周辺重点地域（No. 21）の指定範囲

都市計画法の規定に基づき「青木湖風致地区」に指定された下図範囲を「青木湖周辺重点地域」として設定します。



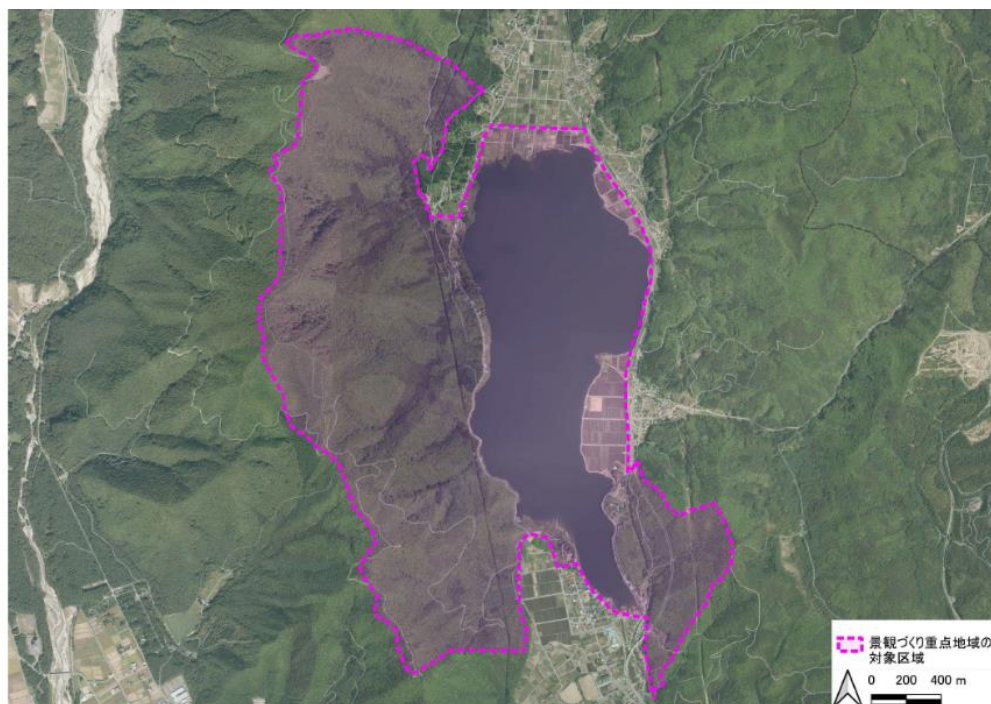
中綱湖周辺重点地域（No. 22）の指定範囲

中綱湖をとくに良好に眺めることができる眺望点3か所（中湖橋、西岸の棧橋、長野県道324号青具築場停車場線および鍋割沢萩原1号線の丁字路）からの見える領域（可視領域）をもとに設定した下図範囲を「中綱湖周辺重点地域」として設定します。



木崎湖周辺重点地域（No. 23）の指定範囲

都市計画法の規定に基づき「木崎湖風致地区」に指定された下図範囲を「木崎湖周辺景観づくり重点地域」として設定します。



大町ダム周辺重点地域（No. 24）の指定範囲

大町ダムをとくに良好に眺めることができる眺望点3か所（大町ダム天端、龍神湖展望広場、小太郎つり橋）からの見える領域（可視領域）をもとに設定した下図範囲を「大町ダム周辺重点地域」として設定します。

